第明治三十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第１６０号
奈良県天理市守目堂町31番地
債務者　宮部　安紀
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
鳥取県米子市昭和町26番地２
債務者　橋本　秀夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４２号
鳥取県米子市新開６丁目15番11号
債務者　中馬　和幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２８号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2621番地
債務者　吉良　正二
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県久留米市上津町2228番地1288　コーポ吉田103号
債務者　大城　民枝
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２６号
福岡県久留米市南２丁目３番花園住宅３棟21号、住民票上の住所福岡県久留米市上津町2192番地92　ベスト久留米工大前ビル603号
債務者　野田健一郎
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３２号
北九州市小倉北区片野１丁目１番48―704号
債務者　深野　成生
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3147番地６原田貸家Ｃ棟
債務者　加瀬田智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１３６号
岩手県久慈市侍浜町外屋敷第６地割30番地237
債務者　菊地　吉広
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５９号
福島県田村郡三春町大字平沢字倉之内15番地の４
債務者　吉田　幹晴
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県神戸市西区王塚台４丁目57番地　県住３―306号
債務者　山﨑　静雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
神戸市西区王塚台７丁目14番地　スカイハイツ王塚台101号、前住所神戸市垂水区名谷町字権行司1052番地の４
債務者　内藤　富夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
神戸市西区王塚台７丁目14番地　スカイハイツ王塚台101号、前住所神戸市垂水区名谷町字権行司1052番地の４
債務者　洪　　在淑
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番10―395号
債務者　小平　直喜
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
奈良県桜井市大字浅古143番地の３
債務者　佐々木　規
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
佐賀県唐津市鏡2979番地７　ガスガアルⅡ―201号
債務者　石井　秀和
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部